

# 広 報

# ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2002年5月

第9号

監修：内閣府政策統括官（防災担当）

編集協力：総務省消防庁

## 特集 新たな東海地震対策への取り組み



## C O N T E N T S

### 巻頭言

- 日本銀行 総裁 速水 優 ..... 2  
グラビア ..... 3  
中央防災会議 ..... 4

### 特集 新たな東海地震対策への取り組み

- 直前予知に向けた取り組み 溝上 恵 ..... 5  
地震防災対策強化地域指定について ..... 6  
内と外から見た東海地震対策 小林恭一 ..... 8  
上向ってきた静岡県民の防災への備え 川端信正 ..... 9  
愛知県の地震防災対策について ..... 10  
三重県の地震防災対策について ..... 11

### 災害の現況

- 国内外における災害 ..... 12

### 記者の眼

- 共同通信社編集局記者 早川達郎 ..... 13

### 動向・報告

- 今後の地震対策の基本的方向について ..... 14  
防災基本計画の修正について ..... 16  
平成13年度整備の中央防災無線網 ..... 17  
米国における災害対応の最近の動向 ..... 18

### トピックス

- 「人と防災未来センター」オープン ..... 20  
横須賀市防災センター開所式 ..... 21  
新危機管理センター運用開始 ..... 21

### information

- 平成14年度総合防災訓練大綱 ..... 22  
有珠山に係わる避難施設緊急整備計画の策定 ..... 22  
消防法改正 ..... 23  
人事異動 ..... 23  
支援金の支給状況 ..... 23  
6月の行事予定 ..... 23

# 巻頭言

**日** 本銀行は、災害対策基本法により「指定公共機関」に指定されています。災害が発生したり、地震災害に関する警戒宣言が発令された時には、わが国の中央銀行として、通貨の円滑な供給、金融の迅速・適切な調整、決済システムの円滑な運営の確保、という使命を果たすために必要な措置を講じることとしています。

災害については、自然災害のみならず、テロ、大規模な停電事故、コンピュータシステムのダウンといった、国民生活を脅かす可能性のあるさまざまなリスクを想定しておく必要があります。また、災害が発生する地域、時間帯によっても状況が異なってくることを考えますと、あらゆる事態に柔軟に対応できる体制を整えておくことが大切です。このため、日本銀行では日頃から全国の本支店・事務所のネットワークを通じて、その使命が果たせるよう各種の訓練やインフラの整備などに努めております。

**具** 体的には、災害発生時に必要な業務を迅速かつ的確に行えるよう、要員の確保や防災に関する組織を整備するとともに、国や東京都とも連携しながら、徒歩による営業所への参集や手作業による事務の処理、消火などさまざまな訓練を実施しているところです。また、インフラ面では、災害発生時においても業務の遂行に支障が生じないよう、日頃から業務関係の施設・設備や通信手段の整備を図っております。特に、わが国の決済システムの中核を担う「日本銀行金融ネットワークシステム」が災害発生時にダウンした場合、その影響は国内に止まらず、国際的にも大きな混乱を招く可能性があります。このためバックアップセンターを設置し、万が一の場合に備える体制をとっています。

また、実際の災害発生時には、日本銀行は自らの業務を行うと同時に、実情に応じて財務局と連携し、金融機関が被災地の方々に対し必要な措置を採るよう求めることとしています。平成7年の阪神・淡路大震災の際には、日本銀行神戸支店および大阪支店では、財務局と連携し、被災地の金融機関に対して、預金通帳や印鑑なしでも本人確認だけで預金の払い戻しをすることや、汚れたお札の引き換えに積極的に対応すること、また、必要に応じて休日に臨時営業を行うことなどの措置を講じるよう要請しました。また、建物が倒壊した金融機関に対しては、神戸支店の営業スペースを貸与するなどの対応も行いました。

**災** 害発生時に、国民がいつでも預貯金を引き出し、お金を手にすることができるといふ、「ライフライン」ならぬ「マネーライン」の確保が極めて大切だと思っております。私どもとしては、今後も、政府をはじめ関係する先とも連携して、より良い防災体制を築いていくために、見直しの余地がないかどうかを点検して参りたいと思っております。この場をお借りして、関係各位のご協力を改めてお願い申し上げます。



日本銀行 総裁  
速水 優

## 災害時における日本銀行の使命

# 「人と防災未来センター」オープン

写真提供：兵庫県



皇太子御夫妻御臨席の下、開館記念式典で祝辞を述べる村井防災担当大臣



センター開館のテープカット



遺族を御慰問される皇太子御夫妻



館内を訪れた小学生と御歓談される皇太子殿下



雅子妃殿下



阪神・淡路大震災直後の破壊された町並みを再現した展示施設を見学される皇太子御夫妻

# 中央防災会議を開催

平成14年4月23日、総理官邸において、中央防災会議が開催されました。



中央防災会議（4月23日 総理官邸）

会議冒頭に小泉内閣総理大臣より、防災対策は重視すべきテーマであり、積極的に推進していくべきであるという旨の挨拶が行われました。

議事内容としては、前回（平成13年12月18日）の会議で、総理より地震防災対策強化地域の指定の見直しについて諮問が行われ、その見直しについて東海地震対策専門調査会で検討が行われていましたが、その検討結果が会議で報告されました。

強化地域の指定に当たっては、地震や津波による被害、防災体制の確保という観点から検討を行い、従来の6県、167市町村から8都県、263市町村に強化地域を見直すということが会議で了承されました。これを受けて、総理は大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき、翌4月24日付けで地震防災対策強化地域

を指定し、公示しました。

また、近年の風水害対策や原子力災害対策などの進展にともない、防災基本計画専門調査会でその対策について検討を行っていましたが、その検討結果をふまえ、防災基本計画を修正することが決定されました。

さらに、今後の地震対策のあり方については、今後の地震対策のあり方に関する専門調査会で議論を進めてきましたが、今回、「今後の地震対策の基本的方向について」が了承されました。今後はこの基本的方向に基づいて、各省庁と協力して具体的な施策などについて取りまとめていく予定です。

その他、中央防災会議専門調査会の審議状況、平成14年度総合防災訓練大綱、災害に関する近況報告などについても報告がなされました。

## - 中央防災会議における小泉内閣総理大臣冒頭挨拶（全文） -

今日はお忙しいところありがとうございます。  
本日は、東海地震に関する地震防災対策強化地域の指定の見直しや防災基本計画の風水害対策編および原子力災害対策編の修正などについて、御審議いただくべく、活発な御議論を期待しております。  
私は防災について、行政のさまざまな分野に横断的に関連する性質を有する、広がりを持ったテーマだと考えております。  
「備えあれば憂いなし」。これは大規模災害への対応は、先般国会に提出した武力攻撃事態対処法案において、緊急事態への対処の枠組みに盛り込まれているように、危機管理の要諦であります。国が果たすべき基本的な責務でもあります。

平時において防災を考える場合は、公共事業のあり方との関連も重要な側面を持っております。構造改革の一環として、公共事業の見直しが図られている中においても、国民の生命の確保に直結する防災の視点は、引き続き重視されるべきテーマだと考えております。現在政府は、都市再生プロジェクトを進めておりますが、これからの都市が、その魅力や国際競争力を高めていくには、「災害に強い都市」でなければなりません。ここでも防災は重要な基本理念だと思っております。

また、民間部門の参入も重要であります。「災害に強い国」の実現を考える場合、官が税金を投入して直接推進できる対策は限られており、むしろいかに民間の知恵と力を活用するかが重要であります。例えば、情報が勝負と言われる災害対策において、IT産業の参入は不可欠だと思います。災害対策の分野に、「市場」のスピード、活力を導入できれば、質・量ともに充実した対策が可能となるのではないかと思います。

民間の力の活用という観点からは、ボランティアやNPOとの連携の拡大も不可欠な課題であると思っております。過去の災害における事例を検証し、今後の推進方策をよく検討していただきたいと思っております。

以上申し上げた観点については、本会議の場ばかりでなく、さまざまな専門調査会の場などにおいても常に念頭に置いて議論すべきであり、特に民間委員の皆様の見解や知恵を活用しつつ、議論を進めていただくことを期待しております。よろしくお願いいたします。



小泉内閣総理大臣の冒頭挨拶



## 東海地震の直前予知に向けた取り組み

中央防災会議委員 / 地震防災対策強化地域判定会会長  
東京大学名誉教授 溝上 恵

**今**年4月23日の中央防災会議で強化地域が改訂され、これまでの6県167市町村から、名古屋市などを新たに含んだ8都県263市町村へ拡大することとなった。本年3月に設置された「東海地震対策専門調査会」では、今年度中を目途に東海地震対策のあり方について幅広く検討することとしている。その検討の中には、東海地震の直前予知へ向けての観測体制やそれによる効果についての評価なども含まれることになる。

**さ**て、東海地震説が出てからすでに25年になる。「東海地震は本当に起きるのだろうか」とか「なぜまだ起きないのか」といった声も聞かれるが、東海地方では、気象庁がここ20数年にわたり片時も目を離さず地震や地殻変動の監視を行っている。この間に、東海地震の発生の仕組みやその前兆を検知する方法について、この問題に取り組む多くの研究者たちは一生懸命に研究や技術開発を進めてきた。ここ5年から10年を振り返ると、その間の観測技術の進歩や研究の進展には目を見張るものがある。東海地震の監視観測のために本当に手応えがあり頼りになる精度の高いデータが得られるようになったのは1990年代半ば頃からだといえよう。無論、それ以前からのデータの蓄積があればこそ、観測データからのノイズ除去の手法が開発でき、また長期的な変動を捉えることが可能になったのである。つまり、東海地震の監視・観測体制は、20数年にわたり一步一步と努力を積み重ねて、現在のような高いレベルに達したことを忘れてはならない。

**今**回の中央防災会議による強化地域の見直しにあたり、「東海地震に関する専門調査会」では、東海地震の想定震源域の見直し、それに基づく震度と津波の高さの分布の新たな予測等について検討を行ったが、これら一連の調査や対策は、こうした長年にわ

たる努力のいわば集大成といえるだろう。では、東海地震の観測体制はもうこれで十分かということ、決してそうではない。研究が進むにつれて解明しなくてはならない新たな課題が次々と浮かび上がってくる。東海地震の切迫性が高まるにつれて、新たな課題を解明するためにより高いレベルの観測が必要になってくる。東海地震の直前予知に向けての研究と観測が一体となって進んできた歩みは、あたかも尺取り虫が体を伸び縮みさせながら一步一步枝をはい上がる姿によく似ている。今、ここで地震防災対策もこの尺取り虫の歩みに加わり、観測、研究、防災体制が一体となって来るべき東海地震を迎え撃つ態勢が整いつつあるわけだ。

**東**海地震は、その準備過程を終えいよいよ地震の発生過程に移行すると、震源域の断層が少しずつズルズルと滑り始める。これをすかさず検知してその情報を発信するのが東海地震の直前予知の仕組みである。それだけに、確実に有効な直前予知を達成するためには、観測精度の向上がきわめて重要である。東海地震の直前予知のために、気象庁長官の諮問機関として判定会がおかれている。この判定会の役目は、観測事実に即して科学的な評価や判断を行うことであり、行政的な役目や責任は負っていない。しかし、東海地震の直前予知を確実に達成するために、その能力の限りを尽くす責任がある。他方、地震防災の行政分野で重責を担う立場の人々は、多くの人命の損失を伴うような地震災害の発生が切迫しているという情報を得たときに、すかさず迅速な応急対応を取る覚悟が求められる。経済的損失を危惧するが由に、警戒宣言の発信などの緊急対応を遅らせたり手控えたりするようでは、取り返しのつかない事態を招くことになるだろう。我々研究者と防災行政等がそれぞれの責任を十分果たすとともに、お互いが十分連携して、東海地震に立ち向かっていく必要がある。

### 東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定等について

4月23日、総理官邸において中央防災会議（会長：小泉内閣総理大臣）が開催され、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の見直しについての調査審議が行われた結果、8都県263市町村を強化地域として指定することが決定されました。

この決定を受け、内閣総理大臣は翌24日に強化地域を指定し、公示（官報告示）しました。

この強化地域の見直しは、大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）が成立して以来四半世紀が経過し、観測データの蓄積や新たな学術的知見などが得られたことから、的確な東海地震対策を講じるため、内閣総理大臣からの指示を受け昨年からの検討を進めてきたものです。

まず、昨年3月から12月の間に「東海地震に関する専門調査会」（座長：溝上恵東京大学名誉教授）を設置し、想定される東海地震の震源域およびこれによる地震の揺れ、津波の高さについて検討を行いました。

その結果、想定震源域が見直され、震度6弱以上となる地域が西側などに拡大し、また、高い津波が来襲する地域も拡大するため（図1-1、1-2）強化地域の見直しが必要であるとの検討結果が昨年12月の中央防災会議に報告されました。

この報告を受けた内閣総理大臣が法第3条第2項に基づき強化地域の指定についての諮問を行い、今年3月には中央防災会議に「東海地震対策専門調査会」（座長：岡田恒男芝浦工業大学教授）が設置されました。

東海地震対策専門調査会においては、前調査会での検討結果をふまえ、防災対策の観点から強化地域の案についての検討を行いました。

強化地域は、法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域」とされており、同調査会においては、強化地域の考え方として、地震の揺れによる被害については震度6弱以上の地域、津波による被害については20分以内に高い津波（沿岸で3m以上、地上で2m以上）が来襲する地域、一体的な防災体制の確保などの観点について配慮することと取りまとめました（参考：強化地域の考え方）。

さらに、地域の災害の実情や防災体制の実情を最も把握している地元地方公共団体の意見を十分反映させるため、法第3条第3項に基づき、内閣総理大臣から関係8都県知事に対し意見聴取を行いました。この意見聴取の結果、追加指定要望のあった34市町村の妥当性について同調査会において検討し、8都県263市町

村の強化地域案をとりまとめました（図2）。

強化地域に指定された関係都県・市町村は、警戒宣言時の避難指示等応急対策に関する計画である地震防災強化計画を作成し、また、域内の特定の民間事業者（百貨店、病院、鉄道事業者など）は6か月以内に警戒宣言時の行動を定める地震防災応急計画を策定することとなります。

また、国においても、地域の拡大などともない見直しが必要となる計画などについては、すみやかに変更等を行うこととしています。

5月以降、東海地震対策専門調査会においては、強化地域の拡大などもふまえ、東海地震対策のあり方全般について、今年度中を目途に検討を行う予定であり、また、その結果を国の地震防災基本計画の見直しなどに反映させる予定です。

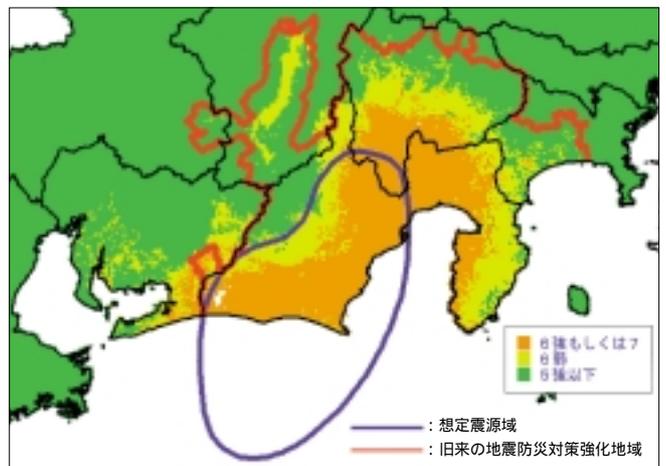


図1-1 想定震度分布

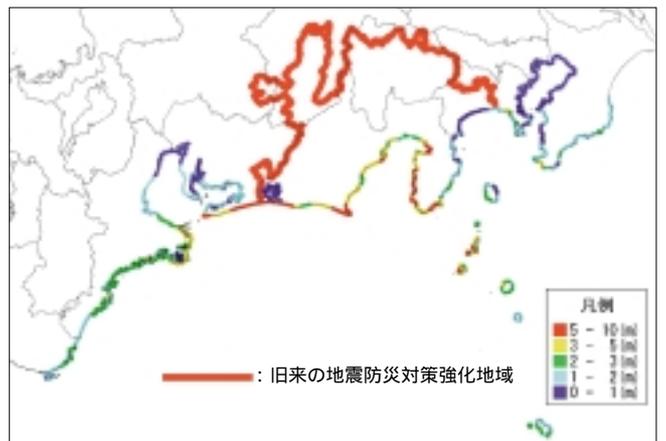


図1-2 海岸における津波高さの分布

## 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

**東京都** 新島村、神津島村、三宅村

**神奈川県** 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

**山梨県** 甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、春日居町、牧丘町、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町、双葉町、明野村、白州町、武川村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上野原町、秋山村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町

**長野県** 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南信濃村、岡谷市、諏訪市、茅野市、高遠町、下諏訪町、富士見町、原村、大鹿村、上村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、長谷村

**岐阜県** 中津川市

**静岡県** 静岡市、浜松市、沼津市、清水市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、天竜市、浜北市、下田市、裾野市、湖西市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、修善寺町、戸田村、土肥町、函南町、韮山町、大仁町、天城湯ヶ島町、中伊豆町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、蒲原町、由比町、岡部町、大井川町、御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、森町、春野町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、籠山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町

**愛知県** 新城市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、田原町、赤羽根町、渥美町、津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町

**三重県** 大王町、志摩町、阿児町、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、長島町、木曾岬町、二見町、南勢町、南島町、紀勢町、御園村、浜島町、磯部町、紀伊長島町、海山町

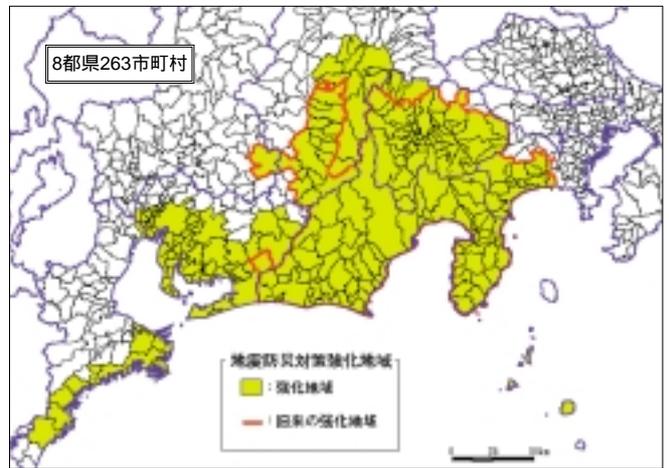


図2 東海地震に係る地震防災対策強化地域

- 1 下線のない市町村は、旧来の地震防災対策強化地域167市町村
- 2 ----線は、関係都県知事への意見聴取案で追加した62市町村
- 3 \_\_\_\_線は、4県からの要望をふまえて追加した34市町村

## （参考）強化地域の考え方

～「東海地震に係る地震防災対策強化地域についての報告」（東海地震対策専門調査会）より抜粋～

強化地域は、法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域」と定められている。特に、当該地域が通常の地震防災対策に比べ、地震予知情報を踏まえた警戒宣言に基づく避難・警戒体制をとるべき地域であるという特色も踏まえ、その指定すべき地域としては、以下のように考えた。

### （1）地震の揺れによる被害について

地震の揺れによる被害に係る指定については、木造建築物等が一般的に著しい被害を被る地震の揺れという見地から、震度6弱以上の揺れが発生する地域を基本として強化地域とするのが妥当であると考え。

また、木曾三川下流部の地域においては、震度6弱に準じた強い揺れが生じ、その場合に著しい地震災害の発生のおそれがある軟弱地盤であり、加えて、ゼロメートル地帯で人工排水により社会空間が成り立っている地域であり地震により広い範囲で浸水する恐れがあることから、警戒宣言に基づく避難・警戒体制をとる必要があるため、強化地域とするのが妥当であると考え。

### （2）津波による被害について

津波による被害に係る指定については、「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域であり、地震発生から20分以内に津波が来襲するおそれのある地域を基本として強化地域とするのが妥当であると考え。

また、志摩半島から熊野灘にかけての地域は、リアス式海岸を有し、過去にも多くの津波被害を被ってきた地域である。この地域は、地形が急峻で地震後の迅速な避難が困難であり、警戒宣言に基づく避難・警戒体制をとる必要があるため、強化地域とするのが妥当であると考え。

### （3）防災体制の確保等の観点について

強化地域の指定単位については、防災体制の基礎単位でもある市町村単位を基本とするのが妥当であると考え。

また、周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、一体的な防災体制等をとるべき地域を併せて強化地域とするのが妥当であると考え。



## 内と外から見た東海地震対策

総務省消防庁予防課長（前静岡県防災局技監） 小林 恭一

私は、この3月までの2年間、静岡県防災局技監の職にあった。長い間、国の立場で地震・火災などの防災行政にかかわってきたが、予想される震災地域の真っ只中に身を置くことになり、改めていろいろなことが見えてきた。本稿では、そのような経験から気づいたことを幾つか記しておきたい。

### 広域同時多発災害

東海地震では、静岡県を中心とした極めて広い地域が同時に被災する。このことがどういう意味を持つのか、静岡に行くまで十分認識していなかった。

阪神・淡路大震災では、国の指揮のもと、全国から応援部隊が続々と被災地に集められた。それらの部隊をどこにどのように配置していくか、災対本部は大変な苦勞をしたのだと思う。それでも、地震当日から被災地は全国とつながり、「県災対本部が一元的に応援部隊を各市町村に配置していく」というスキームが取れた。

しかし、東海地震ではそうはいかない。あの時とは比べものにならない広い地域が被災するからだ。県内の震度7の地域だけでも、西は浜名湖周辺から東は伊東市まで及ぶ。地震直後の限られた数の応援部隊の配置先や順序の決定には大変な困難が予想される。

しかも、被害は静岡県だけに留まらない。国をはさみ、複数県の間で調整が必要になる場面も考えられる。

一方国は、複数県にまたがる被災地からの膨大な応援要請に、応援部隊の絶対量が不足する中、どう応えていくか、という問題に直面する。特に、一刻を争う救助関係の部隊の派遣先とその順序については、極めて難しい判断が要求されるに違いない。

今後、国と関係県が合同で図上訓練を行うなど、このような場合の判断能力を高めていくことが急務だと思う。

### 孤立が予想される県中心部

赴任して改めてわかったのは、地形上、静岡市などの県中心部は、東海地震が起きると陸の孤島になることだ。応援部隊が陸路静岡市に到達するには1週間以上かかる。清水、御前崎、田子の浦などの良港は耐震岸壁が整備されているが、津波の直撃を受けるため、機能するようになるには3日以上かかると予想されている。

このため、地震後しばらくの間は、原則として地域ごとに自前の防災力で対応するしかない。多少余力のある

地域があれば、近隣の地域を応援する。そのため、日頃から自主防災組織など地域自身の防災力の強化に努めるとともに、市町村など県内各機関からの情報収集・整理・発信体制を整備する、というのが県の基本方針となる。

### 航空受援体制の整備

だが、国は立場上、陸路と海路がだめだからと言って手をこまねいているわけにはいかない。その啓開に努める一方、当面、空路からの応援に全力をあげるに違いない。県としては、空路からの応援部隊をいかにして最も効果があるように使うかを考え、そのために必要な準備をしておかなければならない。……というのが、静岡県の地形条件が飲み込めた後の、私の結論だった。

静岡県には、航空自衛隊浜松基地などの自衛隊基地が、県内全域をカバーするように存在している。「当面空路しかない」となれば、国は、偵察、救助、消火などのために自衛隊のヘリや消防防災ヘリを派遣するだけでなく、これらの基地を使い、自衛隊の輸送機や民間旅客機、チャーターなどの大型ヘリを動員して、救助や医療の応援部隊を大量に送り込んで来るに違いない。

それらの応援部隊を、消防・防災ヘリや車を使って、被災地に迅速に送りこまなければならない。このルートに逆を使えば、負傷者を県外に運び出し、東京や大阪の病院で手当を受けさせることもできる。

このような航空受援を受けるための準備をしておくことは県の役割である。また、ヘリを効果的に使うためには、市町村でも十分な準備が必要である。

このような考えから航空受援体制の構築を行い、この3月末によく県として暫定的な体制整備ができた。

このような応援、受援システムが円滑に機能するためには、今後、国や市町村に静岡県の考え方を伝え、必要な調整や修正を行うとともに、合同訓練などを行うておくことが是非とも必要だと思う。



## 上向いてきた静岡県民の防災への備え - 東海地震についての静岡県民意識調査より -

静岡総合研究機構防災情報研究所 川端 信正

大規模地震対策特別措置法が制定されて24年になる。これまで自分たちの足元の地面に「自覚症状」らしき現象を感じなかった静岡県民だが、最近はいささか違う。

### 激震域の県西部への拡大

東海地震の想定震源域で地震活動が静穏化、東海地域の地殻異常をGPSが観測などのニュースが報じられ、静岡県では「地震は近いのでは」とささやく住民の声がある。とりわけ昨年（2001年）4月に起きた静岡市の一部で震度5強を記録する地震は住民を驚かせた。震源に近い静岡付近では、突然下から突き上げる揺れに襲われ「ついに大地震か」と思った人もいたほどだった。揺れは短時間でおさまりほっとしたものの、「やはり地震は近い」と感じた人が多かった。こうしたなか、東海地震の想定震源域が見直されて震源が西に拡大され、愛知県にまで震度6クラスが及ぶとして強化地域が西に拡大された。静岡県下は従来から全域が強化地域に指定されているが、静岡県西部の揺れが大きくなるとして、静岡県は被害想定の見直しを行い浜松市でも震度7の揺れになるとの想定が出された。

### 進んだ災害への備え

静岡県は、東海地震対策をとり始めて以来、2年毎に地震に対する県民意識調査を実施してきた。調査は、東海地震そのものに対する危機意識、家庭の防災対策、防災訓練への参加、自主防災組織に対する意識など多岐にわたっているが、調査結果によれば近年は防災意識の低下が憂慮される状況であった。しかし、ここへきて、地震の切迫感や強化地域の見直しに、静岡震度5強地震の発生などが追い討ちをかけ静岡県民の防災意識は上向いてきた。

昨年4月、静岡震度5強地震が起きた直後、静岡総合研究機構防災情報研究所が行った調査では、この地震を、東海地震に「注意する必要がある」「発生の可能性をより強く意識した」ととらえた人が93.3%に上った。また「東海地震について深刻に受けとめている」が47.8%と、2年前に行った県民意識調査を14.4ポイ

ントも上回った。さらに「地震をきっかけに耐震診断の必要を感じた」人が26.6%、「地震を体験して新たに非常持ち出し品の用意をした」人が13.9%に上った。被害が出る地震は困るが、防災意識高揚という視点から見ると、皮肉にも「揺れ一発、効果千金」の現実がある。

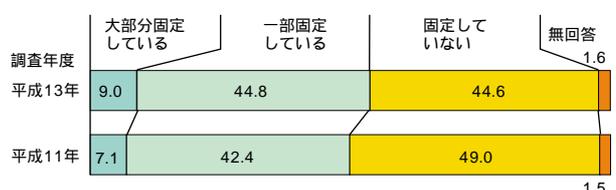
### ようやく半数を超えた「家具の固定率」

昨年11月に県が行った県民意識調査の結果によると、「東海地震に関心がある」人は静岡県民の93.9%で、2年前の調査を0.9ポイント上回った。なかでも「非常に関心がある」人は38.3%で、6.1ポイント伸びている。しかし、家庭の中での対策を見ると、「家具を固定している」人が53.8%で、ようやく過半数を超えた程度だが、木造住宅の耐震診断では、「実施した」が10.0%で、防災に関する県民調査11回目にして初めて2けたに達した。特に注目されるのは、静岡県西部で「家具の固定」「耐震診断」が伸びていることである。強化地域の改定拡大と静岡県被害想定見直しの結果、浜松などで地震の揺れが強くなるとの結果を県民が受けとめたのであろう。

また、非常持ち出し食料の備蓄をしている人は54.1%で前回(56.0%)をやや下回ったが、最低3日分以上の備蓄がある人は25.7%で前回(25.1%)をやや上回った。飲み水の備蓄も61.8%で前回は5.3ポイント上回り3日分以上の備蓄ありとの回答はなんと24.2%で前回(20.5%)よりぐっと向上した。

このように静岡県では一時下がった住民の防災意識が最近また上向いており、最近では静岡県西部の企業から地震対策マニュアルの見直しを行いたいとの相談も多数寄せられている。

強化地域改定を機に、防災意識のさらなる高揚と地震対策の一層の充実を望むところである。



静岡県民の家具の固定率

## 強化地域が拡大した地方公共団体

### 愛知県の地震防災対策について

- 東海地震防災対策強化地域が拡大されて -

愛知県県民生活部防災局防災課



(平成13年12月17日)

今後の地震対策を全庁的な体制のもとで推進するため、「愛知県地震対策会議」の第1回会議を開催しました。

#### 58市町村に強化地域が拡大

平成14年4月23日に開催された中央防災会議における地震防災対策強化地域の審議の結果、愛知県内の58市町村を含む8都県263市町村を強化地域として指定することが決定され、平成14年4月24日付けで公示が行われました。

愛知県では、地震防災対策強化地域が見直され、拡大されたことにより、従来の新城市1市から大幅に増加し、県庁所在地である名古屋市を含め、本県の約3分の2にあたる58市町村が地震防災対策強化地域に指定されたこととなります。地震防災対策は、県内全域で実施する必要がありますので、強化地域はもとより強化地域以外の市町村も含めて、安心して生活できる地震に強い愛知県を目指して、市町村、関係機関と連携をしながら充実を図っていくこととします。

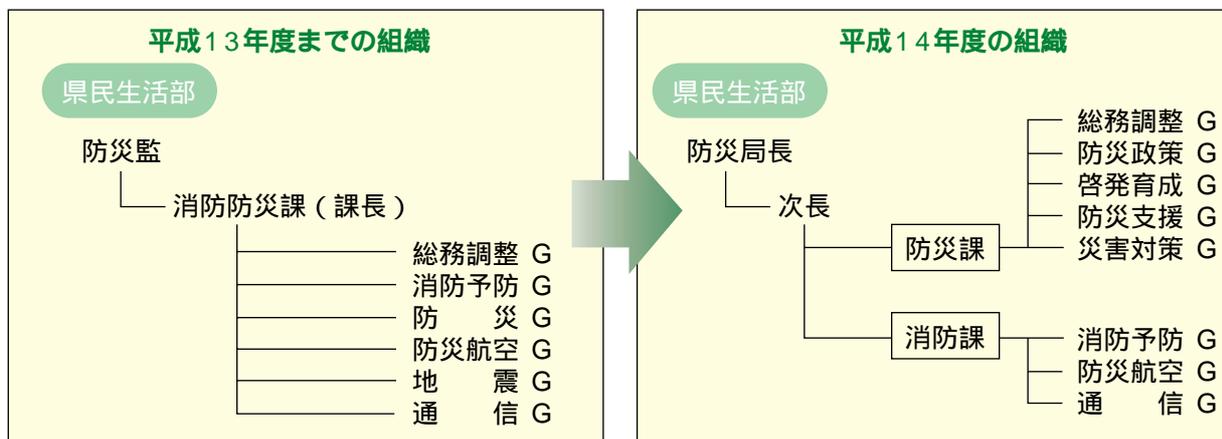
#### 部内に防災局を新設

愛知県では、東海地震を始めとする地震防災対策に積極的に取り組むため、平成14年度から組織を拡充・強化しました。部内局を新設し、局内に防災課と消防課の2課を置き、人数も62人から76人となり14人の増員となりました。

#### 県の取り組みについて

具体的な地震防災対策の事業としましては、全庁挙げて対策に取り組むため「愛知県地震対策会議」を昨年末に立ち上げ、今後県が取り組むべき地震防災対策を体系的にまとめた行動プラン「あいち地震対策アクションプラン」(仮称)をできるだけ早い時期に策定します。被害予測調査の実施につきましては、震源域が拡大しましたので、本年度、再度調査を実施します。県民の防災意識の向上につきましては、日頃の心構えや備え、警戒宣言発令時の対応などを盛り込んだ啓発リーフレットを全戸配布するとともに、地震に関する県民意識調査を行うなど、県民の意識啓発に努めます。また、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織のリーダーなどを対象とした「あいち防災カレッジ」事業を14年度に新たに創設して、地域の防災リーダーを養成します。県内全市町村に対し、緊急市町村地震防災対策事業費補助金を創設し支援していきます。地震災害の被害情報を迅速に収集するため、防災情報システムを整備し、県・市町村、防災関係機関、ライフライン機関などの間で災害情報の収集・提供のネットワーク化を図っていくなど、各種事業に積極的に取り組んでいきます。

#### 愛知県の新たな防災組織図



(Gはグループの略)

## 新たに強化地域に指定された地方公共団体

### 三重県の地震防災対策について

- 東海地震防災対策強化地域が拡大されて -

#### 三重県地域振興部防災チーム

地震防災対策強化地域（以下、強化地域という。）の指定については、国の強化地域指定案に含まれていた大王町、志摩町、阿児町のほか、県知事から関係市町村長に対し意見照会を行い、15市町村について内閣総理大臣あて追加要望を行い、4月末に、これらも含めた4市13町1村が強化地域に指定されました。

#### 15市町村を追加要望した理由

桑名郡の長島町、木曾岬町は、震度6弱には達していないものの、両町全域が海拔ゼロメートル地帯であるとともに、軟弱地盤などによる河川・海岸堤防の決壊などにより広範囲に浸水の危険性があり、孤立化も懸念されました。

また、上記2町以外の13市町村は、大津波が25分程度で来襲する地域であります。リアス式海岸特有の入江に集落が点在し、避難に20分以上要するおそれがありました。さらに、背後は急峻な地形に囲まれ集落間を結ぶ道路も海岸部に多数あり、津波などによる道路の寸断など、集落の孤立化も懸念されました。

これら市町村においては、地理的条件や高齢化、過疎化による迅速な避難・警戒活動が困難であることから、人的被害を軽減するため警戒宣言に基づく避難・警戒行動による対応が不可欠であると判断し、追加要望を行いました。

#### 今後の東海地震対策の充実・強化について

強化地域の指定にともない、東海地震対策として県・市町村および防災関係機関が行う対策と県民の方々がそれぞれの役割を明確にした地震防災強化計画などを策定し、県民ひとり一人の防災意識の向上を図る必要があります。加えて、今世紀前半に発生が危惧されている東南海・南海地震および活断層による直下型地震などに備えた地震対策も急務と考えています。

このため、昨年12月に発足した県地震対策会議や三重県市町村等地震対策協議会において、地震災害の減災を目指した地震対策アクションプログラムを作成するとともに、強化地域外の各市町村においても、ソフト対策を中心とした三重県独自の地震対策強化計画の作成を検討するなど、緊急度の高いものから対策を進めています。



英虞湾内の浜島町浜島港（低地に住宅が密集し、湾内に真珠養殖場）



津波の避難場所（高台）から撮影した阿児町国府白浜海岸

国からの指定に同意した町	追加要望により指定された市町村
大王町 志摩町 阿児町	長島町 伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、二見町、南勢町、南島町、紀勢町、御園村、浜島町、磯部町、紀伊長島町、海山町 木曾岬町

一方、自主防災組織やNPOと協力し、防災意識の向上を図るため、今年度から自主防災組織の活性化を促進する事業として、防災訓練の実施に係わる経費やハザードマップなどの作成経費を県単独事業で補助することとしました。

さらに、観光客に対する地震津波対策について、的確な伝達方法などの対応を含めた啓発を進めるとともに、今後、一時避難場所や帰宅方法などについて検討を行うこととしています。



# 国内外における災害

3月末から5月中旬にかけ、国外では風水害や地震による被害が発生しましたが、国内では大きな被害を及ぼす災害は発生していません。ここでは、アフガニスタン地震と台湾地震をご紹介します。

## アフガニスタン地震

### 被害の状況

アフガニスタンのバグラン県ナハリーン地区では、現地時間3月25日午後7時26分に発生した地震（米国地質調査所によるとマグニチュード6.1）により、同地区の建物の90%が崩壊し、800～1,000名が死亡したと伝えられています。

わが国政府は、3月28日に、外務省および国際協力事業団（JICA）職員の計5名を被災地の状況およびニーズを調査するため、現地へ派遣しました。

### 緊急援助を実施

日本をはじめ、国際社会に緊急援助を要請したアフガニスタン暫定政権に対し、わが国政府は、3月27日に40万ドル（約5,000万円）の緊急無償資金協力を供与することとしました。さらに、地震被害緊急援助に関するドナーおよび関係機関会合で援助物資の調整がなされ、3月29日、政府はスリーピング・マット（1,000枚）およびプラスチックシート（300巻）の緊急援助物資（約2,600万円相当）を供与することを決定しました。



倒壊家屋と配布されたテント

### 調査団・視察班の活動

派遣された調査団の視察班は、4月7日に援助物資の被災地到着を確認後、現地対策本部に引き渡しました。また、暫定政権および国連機関関係者、被災民か

ら聞き取り調査を行った結果、地震による緊急事態は終わり、復旧・復興段階に入りつつあると報告しています。

ナハリーン旧市街地は建物の損壊が激しく、かつ余震が続いているため、住民はテントあるいは野外での生活を余儀なくされていましたが、国連関係者によれば、食料、テント、毛布などの物資は足りており、今後は水、医療・保健、崩壊した建物の再建に対する支援が必要とのことです。



被災民への聞き取り調査の模様

写真提供：外務省

## 台湾地震

3月31日午後2時53分（日本時間3時53分）頃、台湾東部でM7.3（気象庁速報値）の地震が発生し、死者5名、負傷者約270名の被害を及ぼしました。

この地震により、日本では気象庁が16時02分に宮古島・八重山地方に津波警報を、沖縄本島地方に津波注意報を発表しましたが、被害を伴うような津波到達の恐れがなくなったことから、16時40分に津波警報・注意報を解除しています。

海外の災害については、こちらをご覧ください。

外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

アジア防災センターホームページ

<http://www.adrc.or.jp/>

国連災害情報事務所ホームページ

<http://www.reliefweb.int/>

## 参加してみませんか、 地域コミュニティー

共同通信社編集局内政部記者 はやかわ たつろう  
早川 達郎



**深**酒がたたって、泥のように眠っていたからだが一瞬、宙に浮いたかと思い、目覚めた。あわてて生後半月の娘を守ろうと、覆い被さった。平成7年1月17日の阪神大震災。当時勤務していた徳島市内でも、激しい揺れを感じた。

とりあえず、ニュースをつけるが、要領を得ない。家族の無事を確認し、支局に向かう。約一時間後、大阪社会部から連絡。「淡路島が大変らしい。大阪、神戸からは入れそうにない。徳島から行け」とりあえず、大鳴門橋は無事。車で、淡路島入りした。

家々は解体工事によって、いたるところで重機で一気に叩きつぶされたようにつぶれていた。「助けて」「ここ、ここ」……。お年寄りや子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる。

地震発生直後、彼らの救出に当たったのは、消防でも、警察でも自衛隊でもない。近所の人たちだった。「あそこのおばあちゃんは、いつも一階の奥の部屋に寝ているから、この辺りの下敷きになってるはずや」「このかあちゃんは、大阪に出かけてるはずやから、大丈夫か」。

淡路島では、救急隊員も手薄だ。なかなか到着しない消防隊員にいらいらしながらも、けがを負わなかった島民たちは必死で、がれきの下から助けだそうとしていた。

**ひ**とたび、大地震が起きたとき、政府や自治体のやれることには限界がある。政府に、地震への備えが自分の住む町には手薄だ、と声を上げるのは大いに結構だし、声を上げたことが届くこともある。だが、いざ、地震が起こった直後はそんなこともいってられない。自分たちのことはまずは自分たちでなんとかすることに迫られる。

そんななか、自分の住む地域の人々の間で助け合う地域コミュニティーづくりは、有効だ。一種の隣組的なもので、「あそこの家には足腰の弱ったおばあさんが一人暮らしだ」「この家のおかあ

ちゃんは最近、ちょっと調子悪くて家で寝込んでいるみたい」。こんなささいな話でも、大きな災害時には貴重な情報になる。安否確認で、まずはそういった人たちの安否を確認することが、できるからだ。

**淡**路島でも、「向こう三軒両となり」の土地柄が、被災者たちの救出や、長引く避難所での生活に大いに役立ったことは間違いない。

かくいう小生も東京都内でマッチ箱を重ねたようなマンション暮らし。専業主婦の妻とのたわいない会話を通じて、両隣に住む人の顔ぐらいは知っているが、近所づきあいはゼロに等しい。いざ、大地震が起きたら、淡路島のように助け合いの動きは生まれそうにないことは目に見えている。防災に関する取材や、記事も書いてきたが、こと自分の問題となると、おおいにこころもとない。けがを免れても、マンションが被災して、建て替えずなくてはならなかったらどうなるのか、といった問題どころか、地震保険に入っていたかさえもつい先日、妻に聞いて入っていることが分かったという有様だ。

淡路島のようなコミュニティーづくりは特に大都市では、なかなか難しい。でも、防災に限らず、地域活動への参加は最近、少しずつではあるが、活発化している。小生の娘が通う小学校にも「おやじの会」というのができた。学校の週完全5日制にも対応し、餅つき大会を開いたり、学校の門のペンキの塗り直しをやってみたり...。「将来、ぬれ落ち葉にならないように行ってくれば」。妻のそんな言葉に背中を押され、しびしび参加したが、ビジネス抜きの新しい人とのつき合いと言うこともあって、案外と楽しい。こんなところからも、大災害時の助け合いみたいなものも生まれるかもしれない。こんな機会があれば、一度でかけてみるのも一興かも。ぬれ落ち葉にならないために。



## 今後の地震対策の基本的方向について

1月末から4月中旬にかけ、「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の第5回～第8回の会議が開催されました。第8回会合では、これまでの議論をふまえた「今後の地震対策の基本的方向について」がまとめられ、4月23日に開催された中央防災会議に提出され、了承されました。

### 今後の地震対策の基本的方向について

#### 1. 背景・目的

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大震災以降、行政、民間の各分野において様々な対策の充実強化が図られ、相当の成果を実現。

しかし、地震防災体制の実効性は十分確保されておらず、地震防災施設についても耐震化が進んでいないものも存在。また、災害に強い街づくりも十分進捗していない状況。

このため、阪神・淡路大震災後の対策の総括を行い、対策の実効性を検証するとともに、そのボトルネックとなっている原因を究明、解消を図ることが課題。東海地震、首都直下型地震、東南海・南海地震等大地震の発生の切迫性が指摘。

近年、経済成長の鈍化、少子高齢化の進展、生活圏の広域化、社会活動の24時間化、ITの飛躍的な進歩、従来型の地縁に基づくコミュニティの崩壊と新たな市民連携の芽生えなど社会経済情勢が著しく変化。

このため、限られた予算の中での効率的・効果的な地震対策の推進、ITを活用した防災情報の共有、行政による「公助」だけでなく、「共助」「自助」も含めた地震防災体制の確立等经济社会情勢の変化に対応した対策の実施が課題。

#### 2. 施策の方向性

地震対策は今後も各種の対策を総合的に進める必要があるが、真に安全で安心な社会を形成していくため、特に、以下のような点について推進を図ることとする。

##### (1) 実践的な危機管理体制の確立等

国及び地方公共団体等の役割、目標の明確化及び効果的な連携体制の構築

地震災害の規模や態様、対策の内容に応じた国と地方公共団体等の役割や目標を明確にした上で、緊急時の的確な対応のための防災体制の充実・強化や効果的な連携体制を構築。

徹底して実践的である地震防災体制の確立

防災機関における防災活動の具体的手順等を明ら

かにしたマニュアルの作成、実践的な防災訓練の実施や手法等の開発、防災に関する専門職員の育成や機動的な専門組織の整備及び災害時の医療活動や物資の緊急輸送等についての各機関の連携等により、災害時に徹底して具体的に動ける地震防災体制を確立。

広域的防災体制の確立

広域防災活動に関する計画の作成、防災体制や資機材・装備・情報等の共通化・標準化及び広域的救助等の迅速・的確な実施体制の整備等により、複数都道府県にまたがる広域的な地震災害に的確に対応できる体制を確立。

##### (2) 防災協働社会の実現

住民、企業、NPO等と行政の連携による地域の防災対策の推進

住民、企業、NPO・NGO及び行政等の様々な主体の参加・連携により、地域の防災計画の検討、行政計画への反映及び地域内での啓発等、自助・共助も含めた防災対策を推進。

防災教育や人材育成を総合的に推進し、国民や地域の防災対応能力の向上を図るとともに、学識経験者等の専門家によるサポート体制を構築。

企業防災の推進

防災の観点からの企業評価の確立等により、従業員・顧客の安全確保、経済損失の最小化等を図るとともに、被災地への物資・サービスの提供等の多様な機能を発揮できる企業との連携の仕組みを構築。

平常時の社会システムの災害時における活用

災害時のみ使用する機器やシステムは、効率的・効果的な機能が発揮できないおそれもあり、通信や物流・販売等の平常時の社会システムが可能な限り災害時にも活用できる体制を整備。

防災情報共有社会の実現

防災協働社会実現の前提として、国、地方公共団体及びその他防災関係機関の間やそれらと住民等との間で防災情報を共有するシステムを構築。



**震災に強い都市の整備**

密集市街地の解消や都市部におけるオープン・スペースの確保を図るため、民間事業者や土地所有者がプロジェクトのメリットを感じるような開発手法の活用など震災に強い都市基盤の整備を推進するとともに、消防防災基盤の整備を推進。

通信、電力、ガス、水道等のライフライン機関と防災機関の連携等により、災害時においても様々な防災対策の基礎となるライフライン機能の確保を推進。

**国際的な防災協力の推進**

災害大国である我が国の経験も活かし、海外の大規模災害への迅速で効果的な支援体制を平常時から整備。また、我が国の被災時における海外からの支援の円滑な受入れ体制等を構築。

**(4) 先端技術を活用した防災対策の推進**

**ITを駆使した情報システムの開発**

迅速かつ的確な情報の収集・共有化を図るため、ITを駆使し震災直後から復旧・復興を見通した防災情報システムを開発。

**各種バリアを解消する技術・システムの開発**

災害時に援護を必要とする人々についての的確な情報伝達や避難誘導を可能とする技術等を開発。また、災害時に人が立ち入ることが困難な場所での作業や情報収集のためのロボット等を開発。

**便利脆弱社会の弊害を克服する技術・システムの開発**

電化や情報化に頼りきった便利快適な社会状況の下で生じる災害時の停電や通信遮断等による混乱を克服できるような平常時に利用するシステムを開発。

**(3) 効率的・効果的な防災対策の推進**

**限られた予算の中でのハード・ソフト両面にわたるメリハリのある対策の推進**

進捗状況を把握するための指標や目標等を明らかにするとともに、限られた予算の中での効率的・効果的に事業等を展開。

**住宅や防災上重要な公共建築物等の耐震化の推進**

ハザードマップの作成や多様な支援による総合的な施策を展開し、住宅の耐震診断・耐震改修等を強力に推進。

既往の耐震化計画・施策を含む耐震化推進のプログラム等により、住宅及び庁舎、学校、病院、社会福祉施設等の公共建築物等の耐震化を強力に推進。

**防災への市場原理の導入**

防災に着目した製品の性能標準の設定や防災配慮型製品の表示等、防災性に優れた製品等が市場において評価される仕組みを構築し、その普及を支援。また、被災時を含めたトータルの社会コストが低減される仕組みを構築。

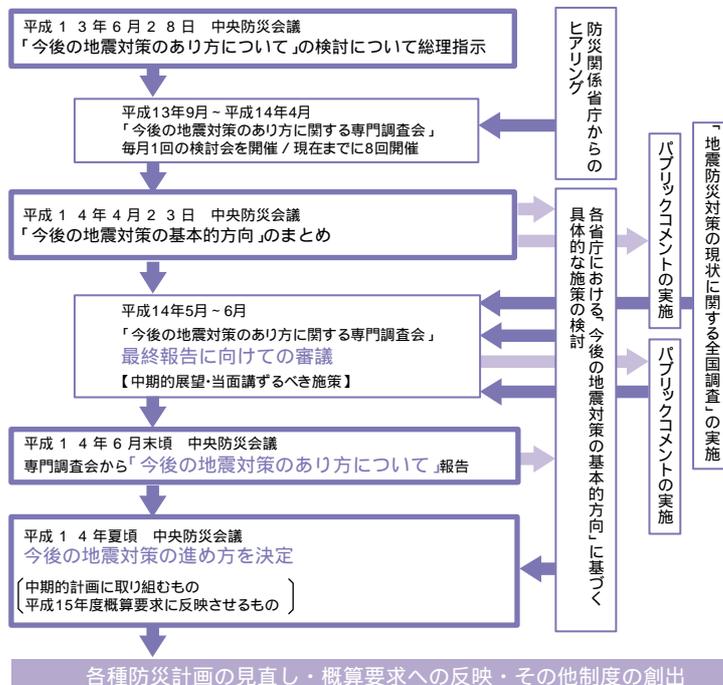
**被災者のニーズに合った多様な生活支援**

真に支援を必要とする被災者に対して、公平性・透明性等も考慮した上で、被災者の経済的能力、被害の状況等に応じた多様な生活支援策を用意。

**地震防災のための調査研究の推進**

地震発生メカニズム、構造物の減災、防災システム等、効果的に被害の軽減を図るための調査研究を推進。

今後の地震対策の基本的方向等の進め方について（予定）



**今後の予定**

今後は、防災関係省庁において「今後の地震対策の基本的方向について」に基づく具体的な施策の検討や、国民からのパブリックコメントの募集（5月末まで）などを経て、6月末を目途に、本専門調査会から「今後の地震対策のあり方について」中央防災会議への報告をいただくことになっています。

なお、各委員からの発表資料などについては、下記ホームページでご覧いただけます。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku/index.html>



## 防災基本計画の修正について

防災基本計画の風水害対策編、原子力災害対策編の修正については、それぞれの分野ごとに設置されたプロジェクトチームでの検討結果を防災基本計画専門調査会第5回会合（3月25日開催）で審議したあと、4月23日開催の中央防災会議に諮られ決定しました。

防災基本計画専門調査会は、近年の風水害対策、原子力災害対策の進展に対応して、わが国の防災に関する基本的な計画である「防災基本計画」の実効性の向上を図るため、同計画の修正について審議を行うことを目的に設置されました。

修正にいたる経緯と概要は以下のとおりです。

### 風水害対策編

#### 洪水対策

東海豪雨など近年の都市型水害の頻発を背景に平成13年7月水防法の一部が改正されました。

#### （修正の概要）

- ・都道府県知事による洪水予報河川の指定
- ・河川管理者による浸水想定区域の指定および公表、住民への周知
- ・河川管理者による洪水予報などの住民、地下管理者などへの的確かつ迅速な伝達
- ・地下空間などからの避難体制の確立および浸水被害軽減対策の促進

#### 土砂災害対策

広島豪雨などにより災害情報の事前通知、伝達体制の充実の必要性が再認識され、平成12年5月に土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が制定されました。

#### （修正の概要）

- ・都道府県知事による土砂災害警戒区域の指定および特別警戒区域における開発行為の制限
- ・避難体制の整備および円滑な警戒避難のための事項の住民への周知

#### 高潮災害対策

平成11年9月に発生した高潮災害の教訓を受け、地域防災計画における高潮対策の強化マニュアルが平成13年3月に策定されました。

#### （修正の概要）

- ・高潮防災施設整備の推進
- ・ハザードマップ作成の促進および災害関連情報の住民などへの周知

### 原子力災害対策編

#### 原子力艦の原子力災害対策

日本に寄港している原子力艦が万一事故を起こした場合に備えるため、平成12年5月に、防災基本計画に関係自治体が防災計画を策定するための根拠を追加しました。

#### （修正の概要）

- ・初動体制の確立、関係閣僚会議の開催（内閣官房）
- ・非常災害対策本部・緊急災害対策本部の設置（内閣府）
- ・放射線モニタリングの実施（文部科学省）
- ・外国政府からの情報入手、必要な対応の要請（外務省）
- ・周辺住民の避難誘導（警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁）
- ・救助・救急、医療活動（上記4庁、厚生労働省、文部科学省）
- ・損害賠償（防衛施設庁）

#### 緊急被ばく医療

平成11年9月の東海村ウラン加工工場の事故を受けて、平成11年12月、原子力災害対策特別措置法が制定されました。

#### （修正の概要）

- ・事業所内における初期被ばく医療体制の整備、医療機関、搬送機関への適切な情報の伝達（原子力事業者）
- ・初期、二次被ばく医療体制およびそのネットワークの構築、医療機関の求めに応じ、施設内の汚染がない旨の確認およびその情報の提供など（地方公共団体）
- ・地域の三次被ばく医療体制の構築（国）

### その他の修正

内閣官房の初動体制に係る記述の追加  
事故災害時の非常災害対策本部本部員に係る修正



## 平成13年度整備の中央防災無線網

- 指定公共機関配備の衛星通信装置 -

政府は、防災基本計画で定められている“発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速な収集および伝達ならびにそのための通信を確保する”ために、防災関係機関相互の通信網として、中央防災無線網の整備・拡充に努めています。

平成13年度は、地方にある指定公共機関へ通信網を拡充するために、㈱ドコモ北海道、㈱ドコモ東北、㈱ドコモ北陸、㈱ドコモ中国、㈱ドコモ四国および㈱ドコモ九州のドコモ6社に対して衛星通信装置を配備しました。

この衛星通信装置は、ジェイサット㈱の通信衛星を利用するもので、1.2m程度のアンテナ部と無線装置部(1800mm×570mm×630mm)から構成されており、比較的、簡易に据え付けることができる構成となっています。

衛星通信回線を使うことから、災害に強く、高い信頼性の通信網を確保できる利点をもっています。

今回の衛星通信装置の配備により、NTTドコモ9社と中央防災無線網でつながることとなり、国としてドコモ各社に対して、ライフラインである各社所有のネットワーク網の被害状況あるいは、被災現場に臨時の

電話回線の設置など援助、支援の要請をホットライン電話、FAXにより指示することができるようになります。



指定公共機関を結ぶ衛星通信装置(立川予備施設)



屋上に設置されるアンテナ(ドコモ中国)

### 中央防災無線網でつながる指定公共機関

日本銀行	JR7社
日本赤十字社	NTT(持株)
日本放送協会	NTT東西
日本道路公団	東京瓦斯
首都高速道路公団	大阪瓦斯
水資源開発公団	東邦瓦斯
阪神高速道路公団	日本通運
新東京国際空港公団	電力10社
関西国際空港	日本原子力発電
本州四国連絡橋公団	KDDI
核燃料サイクル開発機構	NTTドコモ9社
日本原子力研究所	NTTコミュニケーションズ
電源開発	合計49機関



## 米国における災害対応の最近の動向

米国では、ブッシュ共和党政権への交替、昨年9月のテロ発生などを背景に、緊急事態管理庁（FEMA）を中心とする災害対応も変容しています。このような最近の変化が持つ政策的意味を把握するため、本年3月に内閣府防災担当職員が現地調査を実施したので、その結果について報告します。

米国緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency、以下「FEMA」と略）は、あらゆる災害への緊急対応能力（all-hazards emergency management capabilities）を高め、それを維持するために必要な支援を行い、連邦政府による緊急対応や復興などの支援を調整しています。

その創設は1979年まで遡りますが、1992年のハリケーン・アンドリューへの対応の遅れなどの反省から、FEMAの機能強化が進められてきました。わが国においては、特に阪神・淡路大震災後の政府の対応に関する議論の中でFEMAへの関心が高まりました。また、昨年9月の米国同時多発テロに際しても、対応の迅速さが注目されました（「広報ぼうさい」第8号参照）。



カリフォルニア州緊急業務部(OES)新庁舎

### FEMAの権限・役割

FEMAは、大災害が発生するたびに多くの関係者の注目を集めますが、その実際の権限や役割については不明な点が多くあります。聞き取り調査を基にその特徴をまとめると次のとおりです。

#### 地方・州政府を中心とする災害対応

米国における緊急事態・災害に対しては、地方政府（郡市）や州政府が第1対応者（First Responder）として対策を講じるのが原則です。州政府の能力を超える場合、州知事が大統領に「大災害（Major Disaster）」または「緊急事態（Emergency）」の宣言を要請し、宣言後に連邦政府の支援が起動されます。州知事の要請を待たずに連邦政府の活動が開始されることもありますが、いずれの場合においても連邦政府の役割はあくまで州政府等の対応を支援（assist）することにあります。

むしろ連邦政府の役割として重要なことは、災害対応の基本的政策・計画の策定、制度創設などとともに、州・地方政府が実施する訓練・準備、被害軽減、復旧・復興活動等を財政的に支援することのようです。

#### 「連邦対応計画」に基づく支援

州政府等が最も必要とする可能性の高い支援は、連邦対応計画（Federal Response Plan）における12の「緊急事態支援機能（Emergency Support Functions）」にまとめられており、機能ごとにどの連邦機関が主管官庁であるか定められています。12の緊急事態支援機能のうち、FEMAが主管官庁であるのは「情報・企画」と「捜索・援助」に限られます。

FEMAと他の連邦機関の間で業務指令（Mission Assignment）や経費支払などの事務手続きは行われますが、実際は連邦対応計画に基づいて主管官庁が任務を淡々と遂行するのが実態であり、FEMAが他機関の活動を細かく調整するような事態はあまり生じておらず、むしろ計画策定段階において、所要の調整がなされているとのことです。

#### 現場への権限委任

大統領宣言が行われると、連邦調整官（Federal Coordination Officer）が任命され、現地災害対策本部を立ち上げます。連邦調整官は、現地にて州調整官と調



整しつつ、連邦政府の応急対策や復旧・復興対策について決定しており、FEMA本部などが関与する事態はほとんど生じないとのことです。

### Crisis ManagementとConsequence Management

連邦対応計画には「テロ事件付属文書（Terrorism Incident Annex）」が含まれています。この文書では、Crisis Management（危機管理）を「テロ行為やその脅威を予期、予防または解決するための資源を特定、取得し、その使用を計画する措置」、Consequence Management（結果の管理）を「公共の健康と安全を保護し、基本的な政府サービスを確保し、テロ行為により被害を受けた個人、企業、政府機関に対して緊急支援する措置」としており、前者の主管官庁は司法省（すなわちFBI）、後者はFEMAとされています。

オペレーショナルな面での両者の違いとして注目すべきことは、前者は連邦政府が主に担当し、州・地方政府は必要に応じて支援することとされており、後者は、州・地方政府が主に担当し、連邦政府は必要に応じて支援するとされていることです。

## FEMAの組織改編

ブッシュ大統領は、テキサス州知事時代のチーフ・オブ・スタッフであったアルポー氏をFEMAの新長官に任命しました。機構面では、新たに国家準備室（Office of National Preparedness）、連邦調整官室（Office of Federal Coordinating Officers）および連邦保険・被害軽減庁（Federal Insurance & Mitigation Administration）などが新設されました。

国家準備室は、テロ事件に先立つ昨年5月にブッシュ大統領が創設を指示したもので、大量破壊兵器によるConsequence Managementについて連邦政府諸機関との調整をするとともに、州政府・地方政府における計画・訓練・機器の整備に対して協力する役割を担っています。また、新設された国土安全保障局（Office of Homeland Security）の業務を支援しています。

連邦調整官室は、すでに前政権時代に創設され、以前は、連邦政府の災害支援を調整するため災害ごとに

連邦調整官が指名されていましたが、今では平時から連邦調整官となる者が指名され、必要な準備を行い、災害に備えておくための組織となっています。

連邦保険・被害軽減庁は、従来の連邦保険庁（Federal Insurance Administration）と災害軽減局（Mitigation Directorate）を統合して設立され、災害の影響を軽減するため、保護（Protection）、予防（Prevention）および協働（Partnerships）を総合的に推進します。

## プロジェクト・インパクト

プロジェクト・インパクトは、ウイット前FEMA長官が、1997年に自然災害の被害軽減のために、災害に強い地域社会づくり（Disaster-Resistant Community）をめざして開始したプロジェクトであり、急速に全米300以上の地方自治体に広がりました。しかし、現在のアルポー長官の下、プロジェクト・インパクトは効果が明白でないことなどを理由として中止されました。多くの地方自治体や災害の専門家は、プロジェクト・インパクトを事後対策型（Reactive）から事前対策型（Proactive）への政策転換として高く評価していたことから、その中止を惜しむ声が多く、FEMAが冷戦時代の姿に逆行することを危惧する意見も聞かれます。

プロジェクト・インパクトの名前は、FEMAの事業計画からは消えましたが、地方自治体や民間のパートナーの間で被害軽減のための各種の啓蒙活動、住宅などの耐震強化などの形で確実に定着しています。特に、カリフォルニア州バークレー市やオークランド市では、個人住宅の耐震化のために、補助金の支給、税の減免、講習の実施などに、幅広いメニューにより官民が一体となって災害に強い地域社会づくりを実施していることは印象深いものがあります。

以上、米国における調査結果のごく一端をご紹介しました。大統領制や連邦制など、わが国との違いはありますが、今後とも日米間の政策対話の機会を増やし、米国における緊急事態や災害への対応の経験から学ぶことが必要であると考えます。

人と防災  
未来センター

阪神・淡路大震災記念

## 「人と防災未来センター」がオープン

兵庫県が内閣府の支援を受けて整備を進めてきた阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」の第1期施設が完成しました。4月21日（日）に皇太子同妃両殿下の御臨席を仰ぎ（グラビアページ参照）政府代表として村井防災担当大臣が出席し、開館記念式典が行われました。

神戸市中央区の神戸東部新都心（HAT神戸）の中心地区にある同センターで行われた開館記念式典には、皇太子同妃両殿下をはじめ、政府関係者、矢田神戸市長など約450人が出席しました。

写真提供：兵庫県



「人と防災未来センター」の外観



震災から復旧・復興していくまちの姿をドキュメンタリー映像で伝える「大震災ホール」

井戸兵庫県知事による開館宣言の後、関係者によるテープカットが行われました。続いて、震災で亡くなられた方々の名簿が納められた「慰霊のモニュメント」の除幕式が行われ、出席者により黙祷、献花が行われました。



同センターの建設に併せて建物の外に整備された「慰霊のモニュメント」

開館記念式典では、皇太子殿下のお言葉の後、政府代表として村井防災担当大臣が「人と防災未来センターは大震災に係る資料の収集・保存を通じた知識の普及・啓発、総合的な防災対策の調査研究などとともに、人材の育成が行われることとされています。政府としてもこれらの事業が確実に推進されるよう支援を行い、大震災の経験・教訓が今後の災害対策に活用されるものと期待します。」と祝辞を述べました。

同センターは、4月27日（土）から一般公開されています。阪神・淡路大震災の政府の非常災害対策本部は「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」の開館などを契機として、平成14年4月21日をもって廃止されました。

と祝辞を述べました。

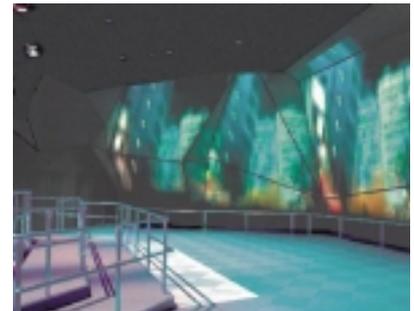
同センターは、4月27日（土）から一般公開されています。

阪神・淡路大震災の政府の非常災害対策本部は「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」の開館などを契機として、平成14年4月21日をもって廃止されました。

人と防災未来センターホームページ（<http://www.dri.ne.jp>）



震災直後から復興に向けての人々の暮らしやまちの姿を解説する震災テーブル



震災で都市基盤が崩壊していく阪神・淡路各地域の様子を大型映像で伝える「1.17シアター」

横須賀市  
防災センター

## 横須賀市防災センター開所式

4月10日（水）に「横須賀市民防災センター」の開所式が行われました。

横須賀市民防災センターは、平成8年度に創設された「地域防災拠点施設整備モデル事業」による内閣府の補助を受け、横須賀市において市消防局新庁舎とともに整備が行われてきました。

横須賀市では市の基本計画の一つの柱として、「安全で快適に暮らせるまちづくり」を目標に防災対策に取り組んでおり、その具体策として「市消防局新庁舎の建設」および「市民防災センターの整備」が掲げられています。消防局新庁舎には、建物に免震装置が採用され、最新の情報通信技術を活用した災害対策本部室が新たに設けられるとともに、地下に備蓄倉庫を備えるなど、円滑な災害対応に当たれるようになっていきます。

新庁舎1階に設けられた「横須賀市民防災センター（愛称：あんしんかん）」は、地震・消火・煙体験ができる体験ゾーンを設けるなど、最新のシミュレーション技術やマルチメディア技術を利用し、市民が防災知識や情報を身につけることのできる体験型の学習施設となっています。

開所式では、沢田横須賀市長および谷川横須賀市議会議長による挨拶、内閣総理大臣（代理：白崎内閣府大臣官房審議官）・神奈川県知事（代理：友井防災局長）の祝辞のあと、関係者によるテープカットが行われました。

今後、当施設が横須賀市の目指す「安全で快適に暮らせるまちづくり」に大きく寄与することが期待されています。



災害対策本部室



関係者によるテープカット

横須賀市民防災センター「あんしんかん」  
神奈川県横須賀市小川町11番地  
TEL 0468-21-6488

新危機管理  
センター

## 新危機管理センター運用開始

本年3月に竣工した新総理大臣官邸の地下1階に設けられた新官邸危機管理センターが、平成14年4月16日から運用を開始しました。

官邸危機管理センターは、大規模地震や原子力事故、大規模テロなどといった国家の緊急事態に際し、迅速な対応を行うための情報収集・分析を行い、緊急災害対策本部会議などを開催して、政府としての的確な意

思決定を行う場所です。

新たな危機管理センターは、政府の危機管理機能が十分に発揮できるよう、耐震性を含む建物の安全性、信頼性が確保されるとともに、最新のマルチメディアに対応した情報通信設備の充実、複数事態への対応やセキュリティの強化などが図られています。

## 平成14年度 総合防災訓練大綱

中央防災会議（会長：内閣総理大臣）は、平成14年4月23日、『平成14年度総合防災訓練大綱』を決定し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者および都道府県防災会議会長あてに通知しました。

この訓練大綱は、平成14年度において、国、地方公共団体、指定公共機関などが相互に連携して防災訓練を行う際の基本的な方針などを示すものです。

平成14年度の大綱においては、訓練の目的を明確化するとともに、訓練実施の基本方針・留意事項などをより具体化しました。



平成13年度総合防災訓練の模様

### 概要と今年度総合防災訓練のポイント

#### 概要

##### 防災訓練の目的

- ・防災組織体制の確認・検証および防災関係機関相互の円滑化
- ・国民の防災意識の高揚と知識の向上を図る機会とする。
- ・防災担当者の自己研鑽・自己啓発などによる努力の成果を検証・評価する機会とする。

##### 訓練実施にあたっての基本方針

- ・実践的・効果的な訓練の推進と訓練終了後における評価・検証
- ・地方公共団体などが実施する訓練への積極的支援と広域的応援訓練の推進
- ・広報の充実と国民参加型訓練の工夫充実
- ・年度を通じた計画的訓練の推進

##### 地方公共団体などにおける訓練

- ・国の機関を含めた防災関係機関、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体および地域住民とも連携し、一体的に実施
- ・過去の災害履歴などをふまえ、地域の実情に即した訓練の実施

- ・訓練計画などに地域住民の意見、提案なども反映し、住民の災害に対する備えの充実につなげること。
- ・防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進に資すること。

#### 今年度の総合防災訓練のポイント

9月1日（日）の『防災の日』に、東海地震および南関東地域直下の地震を想定した訓練を、次のとおり実施します。

- ・東海地震を想定した訓練  
新官邸において全閣僚参加による政府本部運営訓練などを実施
- ・南関東地域直下の地震を想定した訓練  
政府調査団の派遣、テーマを設定しての実践的な事務局運営訓練などを実施

平成15年1月に、南関東地域直下の地震を想定した、ロールプレイング方式による図上訓練を実施します。

今秋、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者などが共同で、原子力災害を想定した訓練を実施します。

詳しくは、内閣府（防災）ホームページをご覧ください。（<http://www.bousai.go.jp/>）

## 有珠山に係わる避難施設緊急整備計画の策定

昨年12月26日に内閣総理大臣が有珠山周辺の伊達市、虻田町、壮瞥町のそれぞれ一部の地域を活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域に指定しました。

これを受けて、北海道知事が同地域における避難施設緊急整備計画を作成し、国としても4月18日に内閣総理大臣がこれに同意しました。

今後、同計画に基づき、住民の円滑な避難を確保するため、7路線（国道230号線 北海道道南黄金長和線 伊達市道アルトリ通線 北海道道洞爺虻田線 虻田町道栄町1号線 北海道道洞爺湖登別線 壮瞥町道昭和新山第2線）の道路が整備されます。

# 消防法改正 ~ 総務省消防庁 ~

総務省消防庁が今国会に提出していた「消防法の一部を改正する法律案」が審議を経て、4月26日に公布されました。この法律は、公布の日から起算して6か月（点

検報告制度については1年6か月）以内に、政令で定める日から施行されます。

なお、法律案の詳細や新旧対照条文については、総務省消防庁のホームページでご覧いただけます。

[http://www.fdma.go.jp/html/new/hou\\_index.html](http://www.fdma.go.jp/html/new/hou_index.html)

## 内閣府防災担当人事異動

平成14年4月1日付	新	旧
原 克彦	参事官（災害予防担当）	国土交通省大臣官房付（都市基盤整備公団都市施設交通部次長）
利根川三夫	参事官補佐（災害応急対策担当・立川災害対策本部予備施設運用・管理担当）	内閣府政策統括官（総合企画調整担当）付（参事官補佐（国際交流担当））
菅原 謙二	参事官補佐（施設担当）	国土交通省大臣官房 技術調査課付（近畿地方整備局 河川部電気通信課長）
松田 純一	火山担当主査付（地震・火山対策担当）	国土交通省大臣官房人事課（給与第三係）
小林 稔	情報集約担当主査（災害応急対策担当）	警察庁長官官房人事課付（大阪府 警察本部 生活安全部）
三宅 洋	企画担当主査（地震・火山対策担当）	国土交通省（併任PKO事務局派遣第2係）
中村 正知	参事官補佐（災害復旧・復興担当）	独立行政法人国立公文書館（公文書専門官）
尾山 茂樹	防災担当（内閣府大臣官房会計課自動車係）	国土交通省大臣官房秘書課（自動車運転手）
桑田 貴治	防災担当（内閣府大臣官房会計課自動車係）	国土交通省大臣官房秘書課（自動車運転手）
椎名 一浩	防災総括担当 総括担当	首都高速道路公団計画部企画課
大石 哲也	防災総括担当 調査担当	静岡県都市住宅部都市政策総室経理室
香川 幸生	災害復旧・復興担当 総括・企画担当	神戸市行財政局財政部財務課
中安 祐介	地震・火山対策担当 広域防災担当	兵庫県尼崎県税事務所
平成14年4月8日付		
泉 吉顕	防災総括担当 総括担当主査付	内閣府大臣官房会計課（企画法規係）
平成14年4月15日付		
佐藤 常人	併任 参事官付（災害応急対策担当）	現職 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室電気通信第2係長
平成14年5月1日付		
吉田 拓	災害応急対策担当総括担当	横須賀市消防局防災課

## 被災者生活再建支援法に基づく 支援金の支給状況

（平成14年4月30日現在）

（支給申請受付中のもの）

法適用月日	支援対象
平成12年3月31日	有珠山噴火災害 北海道（2町）
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都（1村）
平成13年9月6日	台風16号等豪雨災害 高知県（1市1町）
平成13年9月8日	台風16号等豪雨災害 沖縄県（1市）
平成13年9月11日	台風16号等豪雨災害 沖縄県（1村）
既支給世帯数	1,769世帯
支給額	13億9,349万円

（制度開始時からの総合計）

既支給世帯数	2,545世帯
支給額	19億9,269万円

## 6月の防災関係行事予定

- 6月6日 防災基本計画専門調査会（第7回）
- 6月12日 東南海、南海地震等に関する専門調査会（第6回）
- 6月14日 今後の地震対策のあり方に関する専門調査会（第10回）
- （未定）中央防災会議（第5回）
- （未定）首都圏広域防災拠点整備協議会（第5回）
- （未定）京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会（第4回）

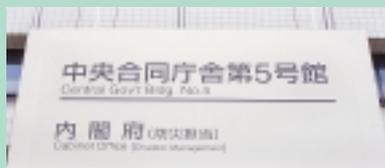
### 表紙の写真

上段：政府東海地震対応図上訓練で、村井防災担当大臣に状況報告する内閣府 髙橋政策統括官（1月11日）

下段：東海地震発生を想定し抜き打ちで行われた静岡県全職員動員訓練（4月16日 写真提供：静岡県）

## 内閣府防災担当

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館3階)  
TEL. 03-5253-2111 (大代表)  
URL: <http://www.bousai.go.jp/>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車  
B3b出口より連絡通路へ

広報  
ぼうさい  
DISASTER MANAGEMENT NEWS

2002年5月  
第9号

発行日：2002年(平成14年)5月25日  
監修：内閣府政策統括官(防災担当) 編集協力 総務省消防庁  
編集・発行：(株)防災&情報研究所  
〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階  
電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296  
E-mail : [idpis@cd.inbox.ne.jp](mailto:idpis@cd.inbox.ne.jp)

※ ご意見などがありましたら、(株)防災&情報研究所まで、ご連絡ください。

本誌は再生紙を使用しています。